

4 福介連絡第 1 6 9 号
令和 5 年 3 月 1 6 日

関係福祉用具販売事業所管理者 様

福岡県介護保険広域連合事業課長
(給 付 係)

福祉用具購入費償還払給付費に係る受領委任払について（通知）

日頃より、当広域連合の介護保険運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度当広域連合において、「福岡県介護保険広域連合住宅改修費及び福祉用具購入費受領委任払実施要綱」の改正を行います。

これに伴い、受領委任払契約を締結している事業者につきましては、福祉用具購入の受領委任払を利用する際、下記のとおり提出書類が変更となりますのでお知らせします。

記

1 変更内容

福祉用具購入の承認申請書及び変更承認申請書を廃止し、支給申請書のみとする

2 運用の開始日

令和 5 年 4 月 1 日

3 申請書等について

当該要綱に規定している「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入承認申請書」及び「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修・福祉用具購入変更承認申請書」の提出が不要となります。

これに伴い、広域連合から通知していた「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修・福祉用具購入承認・不承認通知書」及び「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修・福祉用具購入変更承認・不承認通知書」の取扱いを廃止します。

令和 5 年 4 月 1 日以降に福祉用具を購入した場合、「介護保険居宅介護（介

護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)」と必要な添付書類を広域連合支部へご提出ください。

※4月1日より、支給申請書に「福祉用具が必要な理由(ケアマネジャーの署名)」を記入するよう、様式変更を行いますのでご注意ください。

4 その他

(1) 提出書類の切り替えについて

令和5年3月31日までの福祉用具購入に係る受領委任払については、従前のおり、購入前に「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入承認申請書」及び「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修・福祉用具購入変更承認申請書」の提出が必要です。

(2) 福祉用具購入について

承認申請書の提出が不要となることにより、支給申請書提出時に介護給付として認められない事例が想定されます。

つきましては、購入前に購入品が国の定める種目に該当するものか、購入は被保険者の心身状況等を鑑み適切なものであるか十分に検討してください。

疑問点がある場合は、購入前に広域連合支部へお尋ねください。

(3) 受領委任払を利用できる被保険者について

従前のおり介護保険料を滞納している方は、利用できません。
ご注意ください。

※この取扱いは、福祉用具購入についてのみ適用となります。
住宅改修に変更はありませんので、ご注意ください。

(問い合わせ先)
福岡県介護保険広域連合
事業課給付係
TEL:092-981-9073